

平成27年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成27年3月5日

生 駒 市

平成 27 年生駒市議会（第 1 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 26 年度生駒市一般会計補正予算(第 6 回))	3～9
議案第 2 号	平成 27 年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	平成 27 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成 27 年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成 27 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成 27 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成 27 年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 10 号	平成 27 年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 11 号	平成 26 年度生駒市一般会計補正予算(第 7 回)	10～21
議案第 12 号	平成 26 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)	22～23
議案第 13 号	平成 26 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)	24～25
議案第 14 号	平成 26 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)	26～29
議案第 15 号	生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	30

議案第 16 号	生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	31～33
議案第 17 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	34～36
議案第 18 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 19 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	38～48
議案第 20 号	生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 21 号	生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 22 号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	51～52
議案第 23 号	生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	53～57
議案第 24 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	58～60
議案第 25 号	生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	61～72
議案第 26 号	生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	73～76
議案第 27 号	生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	77～78
議案第 28 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79～87
議案第 29 号	生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例の制定について	88～91
議案第 30 号	生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	92
議案第 31 号	市道路線の認定について	93
議案第 32 号	市道路線の廃止について	94

議案第 33 号	奈良市道路線の認定に伴う承諾について	95
----------	--------------------	----

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成27年1月2日（金）午前9時2分頃

2 事故発生場所

生駒市門前町8番1号

門前駐在所付近宝山寺自動車道上

3 損害賠償額

金 557,280円

4 事故の概要

生駒市消防署員が、初詣に伴う宝山寺警備のため、宝山寺第一駐車場で待機中、救急出動指令を受け出動した。

その際、上記場所において前日からの残雪のため、車道中央時速10キロのスピードで緊急走行をしたところ、車道に停車中の車両を約20メートル手前で確認した。そのため、衝突を避けようとハンドルをゆっくり左へ切ったが、路面凍結によりハンドル操作が不能となり、急遽ブレーキを踏みこんだところタイヤがロックし制御不能となり、車道に停車中の車両に接触し、損傷させたもの

平成27年2月23日

生駒市長 山下 真

議案第 1 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成26年度生駒市の一般会計の補正予算（第6回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年2月19日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

専第 1 号

専 決 処 分 書

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 6 回）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 27 年 2 月 19 日

生駒市長 山下 真

平成 26 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 6 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 135 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37, 702, 496 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		1,427,915	4,135	1,432,050
	1 繰越金	1,427,915	4,135	1,432,050
歳 入 合 計		37,698,361	4,135	37,702,496

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,605,402	4,135	4,609,537
	4 選挙費	101,160	4,135	105,295
歳 出 合 計		37,698,361	4,135	37,702,496

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
市議会議員選挙費	平成27年度	3,537千円	市長・市議会議員選挙費	平成27年度	4,609千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,427,915	4,135	1,432,050	1 繰越金	4,135	前年度繰越金
計	1,427,915	4,135	1,432,050			

歳出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特 定 地 方 債	一般財源		
					国県支出金	その他	
3 市長・市議会議員選挙費 ※	12,380	4,135	16,515		4,135	90	委員
						164	時間外勤務手当等
						34	各種協力謝礼
						632	消耗品費 印刷製本費
						3,215	選挙ポスター掲示場製作設置等委託料
計	101,160	4,135	105,295	4,135			

※目名称を変更

補正予算給与と費用明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)			計 (千円)	
補正後	長 等		20,952	7,840 3.10	1,258	42	30,092	5,128	35,220	
	議 員	24	148,565	52,015 3.10			200,580	76,344	276,924	
	その他の 特別職 計	1,010 1,036	185,231 333,796		1,258	42	415,903	1,360 82,832	186,591 498,735	
補正前	長 等	2	20,952	7,840 3.10	1,258	42	30,092	5,128	35,220	
	議 員	24	148,565	52,015 3.10			200,580	76,344	276,924	
	その他の 特別職 計	1,006 1,032	185,141 333,706		1,258	42	415,813	1,360 82,832	186,501 498,645	
比 較	長 等	0	0	0 0.00	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0 0.00			0	0	0	
	その他の 特別職 計	4 4	90 90				90 90	0 0	90 90	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費					合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
補正後	(53) 733		3,110,121	2,688,642	5,798,763	1,141,230	6,939,993	
補正前	(53) 733		3,110,121	2,688,478	5,798,599	1,141,230	6,939,829	
比較	(0) 0		0	164	164	0	164	

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	101,179	113,220	1,200	196,033	17,529	170,976	37,000
補正前	101,179	113,220	1,200	196,033	17,529	170,812	37,000
比較	0	0	0	0	0	164	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,800		71,137	24,730	686,212	846,942	412,684
9,800		71,137	24,730	686,212	846,942	412,684
0		0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増分		
		その他の増減分		職員数の異動状況 補正後 人 補正前 人 比較 人 採用・退職の状況等 採用者 人 退職者 人
職員手当	164	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	164	扶養手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 単身赴任手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 通勤手当 千円 地域手当 千円 住居手当 千円 特殊勤務手当 千円 退職手当 千円 時間外勤務手当 164 千円 期末手当 千円 休日勤務手当 千円 勤勉手当 千円

議案第 11 号

平成 26 年度生駒市一般会計補正予算（第 7 回）

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 7 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255,592 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,958,088 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 5 日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,055,677	228,942	5,284,619
	2 国庫補助金	1,200,758	228,942	1,429,700
15 県支出金		2,302,504	-134,741	2,167,763
	1 県負担金	1,357,873	15,082	1,372,955
	2 県補助金	699,331	-149,823	549,508
17 寄附金		54,426	17,200	71,626
	1 寄附金	54,426	17,200	71,626
19 繰越金		1,432,050	73,191	1,505,241
	1 繰越金	1,432,050	73,191	1,505,241
21 市債		3,808,100	71,000	3,879,100
	1 市債	3,808,100	71,000	3,879,100
歳 入 合 計		37,702,496	255,592	37,958,088

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,609,537	61,516	4,671,053
	1 総務管理費	3,689,804	39,432	3,729,236
	2 徴税費	537,829	17,200	555,029
	3 戸籍住民基本台帳費	224,556	4,884	229,440
3 民生費		13,468,255	-148,381	13,319,874
	2 児童福祉費	5,924,273	-148,381	5,775,892
5 産業経済費		440,292	166,339	606,631
	2 商工費	284,077	166,339	450,416
6 土木費		3,390,956	20,118	3,411,074
	2 道路橋梁及び河川費	1,079,518	20,118	1,099,636
8 教育費		6,485,628	156,000	6,641,628
	4 幼稚園費	2,269,683	156,000	2,425,683
歳 出 合 計		37,702,496	255,592	37,958,088

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	情報システム整備事業	17,000
		シティプロモーション事業	10,938
		将来計画策定事業	13,700
		交通安全対策事業	1,500
		防災経費	3,256
	徴税費	税務システム整備事業	13,500
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳システム整備事業	21,300
民生費	社会福祉費	国民年金システム整備事業	773
		障がいシステム整備事業	3,789
		介護保険システム整備事業	4,603
	児童福祉費	児童福祉システム整備事業	3,567
		私立保育所運営費等助成事業	18,000
		子育て支援総合センター整備事業	2,171
	生活保護費	生活保護システム整備事業	1,786
衛生費	保健衛生費	健康管理システム整備事業	1,812
産業経済費	商工費	商工業振興事業	166,339
土木費	道路橋梁及び河川費	地籍調査事業	20,118
		道路橋梁維持補修事業	27,000
		橋梁予防保全事業	6,000
		橋梁耐震化事業	60,000
		生活道路安全対策事業	19,224
		企業誘致関連道路整備事業	136,470
		道路新設改良事業	18,482

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁及び河川費	河川水路改修事業	500
消防費	消防費	消防施設整備事業	134,652
教育費	教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	2,260
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	394,943
	保健体育費	北部スポーツタウン事業	58,747

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	幼稚園費	南こども園整備事業	738,400	南こども園整備事業	897,600

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
生駒市高等学校等進学奨励金	平成26年度から進学奨励基金が 廃止されるまで	進学奨励基金及びこれ に対する利子相当額

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
体 育 施 設 整 備 事 業	10,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとし る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
中 学 校 整 備 事 業	60,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政の 都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる 。	121,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政の 都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる 。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位：千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	64,957	226,563	291,520	1 総務管理費補助金	221,679	社会保障・税番号制度導入事業補助金 地域住民生活等緊急支援交付金消費喚起・生活支援型 10,038 150,839	
				3 戸籍住民基本台帳費補助金	4,884	地域住民生活等緊急支援交付金地方創生先行型 60,802	
7 教育費国庫補助金	362,147	2,379	364,526	4 保健体育費補助金	2,379	社会保障・税番号制度導入事業補助金	
計	1,200,758	228,942	1,429,700			上中学校運動場夜間照明設備整備事業補助金	

16

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位：千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 土木費県負担金	12,924	15,082	28,006	1 地籍調査費負担金	15,082		
計	1,357,873	15,082	1,372,955				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位：千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	649,345	-149,823	499,522	2 児童福祉費補助金	-149,823	保育所施設整備費補助金	

計	699,331	-149,823	549,508		
---	---------	----------	---------	--	--

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	21,001	17,200	38,201	一般寄附金	17,200	ふるさと生駒応援寄附金
計	54,426	17,200	71,626			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,432,050	73,191	1,505,241	繰越金	73,191	前年度繰越金
計	1,432,050	73,191	1,505,241			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育債	1,179,400	71,000	1,250,400	中学校債	60,900	鹿ノ台中学校大規模老朽改修事業債
				4 保健体育債	10,100	上中学校運動場夜間照明設備整備事業債
計	3,808,100	71,000	3,879,100			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源			
				国県支	地方債				
1 一般管理費	1,824,700	10,038	1,834,738	10,038 (国補)	10,038	13 委託料	10,038	社会保障・税番号制度システム改修委託料	
4 広報広聴費	42,960	10,938	53,898	10,938 (国補)	10,938	8 報償費	591	講師謝礼	
						11 需用費	325	消耗品費 印刷製本費	
						12 役務費	162	広告料	
						13 委託料	9,510	情報発信力強化委託料	
6 企画費	38,302	13,700	52,002	9,437 (国補)	4,263	18 備品購入費	350	C M作成用備品	
				9,437		8 報償費	262	謝礼	
						11 需用費	66	消耗品費 食糧費	
						12 役務費	322	通信運搬費	
11 交通対策費	138,265	1,500	139,765	1,500 (国補)		13 委託料	13,050	市民意識調査等委託料 地方創生総合戦略策定等委託料	
				1,500		19 負担金補助及び交付金	1,500	幼児2人同乗用自転車購入補助金	
13 防災費	15,887	3,256	19,143	3,256 (国補)		11 需用費	1,236	消耗品費 印刷製本費	
				3,256			540	696	

[単位 千円]

	計	3,689,804	39,432	3,729,236	35,169				18 備品購入費	2,020	防災用備品
(款) 2 総務費											
(項) 2 徴税費											
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明	
				国県支出金	特定財源	地方債	その他				一般財源
1 税務総務費	331,088	17,200	348,288			17,200 (寄)	17,200	25 積立金	17,200	ふるさと生駒応援基金	
計	537,829	17,200	555,029			17,200					

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	224,350	4,884	229,234	4,884 (国補)				13 委託料	4,884	社会保障・税番号制度システム改修委託料
計	224,556	4,884	229,440	4,884						

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	地方債	その他			
1 児童福祉総務費	3,227,078	-148,381	3,078,697	-129,652 (国補)				11 需用費	234	印刷製本費
計	3,078,697	-148,381	2,930,316	20,171 (県補)				18 備品購入費	1,937	赤ちやんの駅用備品

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	地方債	その他			
1 児童福祉総務費	3,227,078	-148,381	3,078,697	-129,652 (国補)				11 需用費	234	印刷製本費
計	3,078,697	-148,381	2,930,316	20,171 (県補)				18 備品購入費	1,937	赤ちやんの駅用備品

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方			
						19	-150,552	私立保育所等施設整備補助金 -168,552 私立保育所・幼稚園等保育環境改善事 業補助金 18,000	
計	5,924,273	-148,381	5,775,892	-129,652			-18,729		

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方			
2 商工振興費	152,500	166,339	318,839	166,339 (国補) 166,339		13	149,339	プレミアム商品券事業委託料	
計	284,077	166,339	450,416	166,339		19	17,000	設備導入等支援事業補助金	

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方			
1 道路橋梁総務 費	120,663	20,118	140,781	15,082 (県負) 15,082		8	276	謝礼	
計	1,079,518	20,118	1,099,636	15,082		13	19,842	地籍調査事業委託料	

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	財源その他				
					国 県 支 出 金	其 他			
2 幼稚園施設整備費	1,553,809	156,000	1,709,809			156,000	15 工事請負費	156,000	南こども園建築等工事
計	2,269,683	156,000	2,425,683			156,000			

議案第 12 号

平成 26 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 26 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 27 年 3 月 5 日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	国民健康保険システム整備事業	3,870

議案第 13 号

平成 26 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 27 年 3 月 5 日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	後期高齢者医療システム整備事業	1,786

議案第 14 号

平成 26 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 26 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,685,743 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 5 日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 市債		631,400	1,900	633,300
	1 市債	631,400	1,900	633,300
歳 入 合 計		2,683,843	1,900	2,685,743

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		1,922,345	1,900	1,924,245
	1 下水道費	1,922,345	1,900	1,924,245
歳 出 合 計		2,683,843	1,900	2,685,743

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	流域下水道事業	1,900

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	200,000	公共下水道管渠整備事業	400,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	41,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直しの 利率)	政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし 、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利 に借換え ることが できる。	42,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直しの 利率)	政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし 、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利 に借換え ることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道債	631,400	1,900	633,300	1 下水道債	1,900	流域下水道事業債
計	631,400	1,900	633,300			

歳出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源 の 他	一般財源				
					国県支出金	地方債			
5 流域下水道事業費	41,052	1,900	42,952		1,900		19 負担金補助及び交付金	大和川上流流域下水道事業建設負担金	
計	1,922,345	1,900	1,924,245		1,900				

議案第 15 号

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例

生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条中「市民等」を「市民」に改める。

第30条中「中・長期財政計画」を「財政計画」に改める。

第31条第1項中「実施計画」を「総合計画の進捗状況」に改める。

第34条第3項中「市民参画」を「市民及び専門的知識を有する者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市行政手続条例の一部を改正する条例

生駒市行政手続条例（平成 9 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」に改める。
「第 4 章の 2 処分等の求め（第 35 条の 2）」

第 2 条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 4 条、第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 22 条第 3 項並びに第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、

その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（生駒市税条例の一部改正）

2 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 17 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員定数条例（昭和 42 年 4 月生駒市条例第 4 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「第 21 条」を「第 19 条」に改める。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正)

第 2 条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会の委員	委員長	日額 32,000
	委員	日額 29,000

を

教育委員会の委員	日額 29,000
----------	-----------

に改め

る。

(生駒市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職報酬等審議会条例(昭和43年4月生駒市条例第16号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の特例」を加える。

第1条中「、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき」を削り、「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の特例」を加える。

第2条第6項中「48月」を「36月」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ生駒市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後に承認を求めることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例

第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長並びに」を削る。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 6 条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長、」を削る。

(生駒市職員の旅費支給条例の一部改正)

第 7 条 生駒市職員の旅費支給条例(平成 2 年 6 月生駒市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 4 号中「(教育長を含む。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和 51 年 4 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「基金の額」を「基金の額（円）」に改め、同表図書設備基金の項を削る。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「（昭和 25 年法律第 201 号）」の次に「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）」を加える。

別表第 1 の 1 の項、1 の 2 の項及び 1 の 3 の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（以下この表において「法」という。）第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項において準用する	床面積の合計が 30 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 16,000 円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 10,000 円
			床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内の	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 25,000 円

場合を含む。)の 規定による建築 物に関する計画 の通知に対する 審査	場合	イ 構造計算書等の添付を 要しない場合 15,000円
	床面積の合計が 100平方メー トルを超え200平 方メートル以内 の場合	次に掲げる区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の添付を 要する場合 37,000円 イ 構造計算書等の添付を 要しない場合 21,000円
	床面積の合計が 200平方メー トルを超え500平 方メートル以内 の場合	次に掲げる区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の添付を 要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を 要しない場合 27,000円
	床面積の合計が 500平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内の場合	92,000円
	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え2,00 0平方メートル 以内の場合	120,000円
	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内の場合	230,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内の場合	270,000円
	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え50,0 00平方メートル 以内の場合	410,000円
	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超える場 合	660,000円

別表第2の1の2の項を削り、同表の11の項の次に次の1項を加える。

11の 2	法第6条第1 項に規定す る建築基準 法令の規定 の適用除外 となる移転 に係る認定 申請手数料	建築基準法施行令(昭和25年政令 第338号)第137条の16第2号の 規定による移転に係る認定の申請 に対する審査	27,000円
----------	---	---	---------

別表第2の12の項中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」

に改め、「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「承認の」を「認定の」に、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に改め、同表の44の項の次に次の1項を加える。

44の2	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
------	--------------------------------	---	----------

別表第2の45の項を次のように改める。

45	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 55,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(市長が定める基準に適合しないものを除く。)の交付を受けたもの(以下この項及び47の項において「住宅性能評価適合住宅」という。)である場合(ウに掲げる場合を除く。) 20,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び47の項において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合 10,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場
----	--------------------	---	-----------------------	---

	合を除く。) 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 71,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 24,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 119,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 34,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 17,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、

	<p>住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 185,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 53,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 26,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 359,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 89,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して</p>

	<p>得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 636,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 311,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円</p>
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 1,088,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 477,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 107,000円</p>
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,006,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 864,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 174,000円</p>
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,862,000円</p>

			く。)	円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,177,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 213,000円
			床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 3,505,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,423,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円

別表第2の46の項中「及びウに掲げる額を合算した額」を「に掲げる額」に改め、「ウ 1の項のアに規定する1の2の項に掲げる手数料の額の消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額」を削り、同表の47の項を次のように改める。

47	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。)	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	8,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更(以下「第1号変更」という。)の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 39,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、3,000円) ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更(以下「第2号等変更」という。)
----	----------------------	--	----------------------------	---

	<p>の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 6,000円</p> <p>エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下「第3号変更」という。)の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>10,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 7,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 10,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>24,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅</p>

	<p>に係る第1号変更の場合 57,000円(1戸建ての住宅の場合にあっては、11,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>34,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円(1戸建ての住宅の場合にあっては、21,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 205,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 42,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画で</p>

			ある場合を除く。) 52,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,737,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 94,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円		
変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	211,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,524,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 125,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円		
変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,121,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 157,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円		

別表第2の48の項中「及びウに掲げる額を合算した額」を「に掲げる額」に

改め、「ウ 1の項のアに規定する1の2の項に掲げる手数料の額の消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額」を削り、同表の52の項中「ウ 1の項のアに規定する1の2の項に掲げる手数料の額の消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額」を削り、同表の備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第2条第2号の改正規定、別表第2の44の項の次に1項を加える改正規定並びに同表の第45の項及び第47の項の改正規定は平成27年4月1日から、別表第1の改正規定は同年5月29日から、その他の改正規定は同年6月1日から施行する。

議案第 20 号

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例

生駒市特別会計設置条例（昭和 39 年 4 月生駒市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の生駒市特別会計設置条例の規定による生駒駅前市街地再開発事業特別会計の平成 26 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

議案第 21 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例（平成 26 年 12
月生駒市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例（昭和 25 年 4 月生駒市条
例第 16 号）別表の改正規定中「5, 670 円」及び「4, 630 円」を「3,
000 円」に改める。

第 2 条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5, 500 円
」及び「4, 630 円」を「3, 000 円」に改める。

第 3 条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5, 500 円
」及び「4, 630 円」を「3, 000 円」に改める。

第 4 条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5, 500 円
」を「3, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表中「会議室等」を「会議室」に、
「会議室 206・301
1 室につき」

を「会議室 206」に改め、同表和室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 9 月 11 日から施行する。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜

本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち生駒市生涯学習施設条例別表第1の3の表の改正規定中「、「510円」を「520円」に」を削る。

議案第 23 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に欠ける」を「を必要とする」に改める。

第 2 条の 2 を削る。

第 3 条中「前条の規定により」を削る。

第 4 条の見出しを「（保育料）」に改め、同条第 1 項中「、規則で定める延長保育に係る費用その他保育に要する費用」を削り、同条第 2 項中「前項の費用にして既納のものは、これを」を「既納の保育料は、」に改める。

第 4 条の 2 中「前 3 条」を「第 3 条及び第 4 条」に改め、同条を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（延長保育料等）

第 4 条の 2 前条の規定は、規則で定める延長保育に係る費用その他保育に要する費用について準用する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

保育料表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
		保育標準時間の場合			保育短時間の場合			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	3,800 (1,900)	2,300 (1,150)	2,300 (1,150)	3,700 (1,850)	2,200 (1,100)	2,200 (1,100)	
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	9,000 (4,500)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)	8,800 (4,400)	6,600 (3,300)	6,600 (3,300)	
C ₂	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が49,599円以下	10,500 (5,250)	8,300 (4,150)	8,300 (4,150)	10,300 (5,150)	8,100 (4,050)	8,100 (4,050)
C ₃		所得割額が49,600円以上51,499円以下	12,000 (6,000)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)	11,700 (5,850)	9,600 (4,800)	9,600 (4,800)
C ₄		所得割額が51,500円以上53,399円以下	14,000 (7,000)	11,800 (5,900)	11,800 (5,900)	13,700 (6,850)	11,500 (5,750)	11,500 (5,750)
C ₅		所得割額が53,400円以上60,399円以下	16,000 (8,000)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)	15,700 (7,850)	13,400 (6,700)	13,400 (6,700)
C ₆		所得割額が60,400円以上69,199円以下	18,500 (9,250)	16,200 (8,100)	14,400 (7,200)	18,100 (9,050)	15,900 (7,950)	14,100 (7,050)
C ₇		所得割額が69,200円以上86,799円以下	21,000 (10,500)	18,700 (9,350)	16,000 (8,000)	20,600 (10,300)	18,300 (9,150)	15,700 (7,850)
C ₈		所得割額が86,800円以上98,599円以下	25,100 (12,550)	21,000 (10,500)	18,800 (9,400)	24,600 (12,300)	20,600 (10,300)	18,400 (9,200)
C ₉		所得割額が98,600円以	28,300 (14,150)	21,900 (10,950)	19,400 (9,700)	27,800 (13,900)	21,500 (10,750)	19,000 (9,500)

	上110,399円以下							
C ₁₀	所得割額が110,400円以上122,099円以下	30,900 (15,450)	22,400 (11,200)	20,000 (10,000)	30,300 (15,150)	22,000 (11,000)	19,600 (9,800)	
C ₁₁	所得割額が122,100円以上139,799円以下	33,600 (16,800)	23,200 (11,600)	20,600 (10,300)	33,000 (16,500)	22,800 (11,400)	20,200 (10,100)	
C ₁₂	所得割額が139,800円以上157,299円以下	36,400 (18,200)	24,000 (12,000)	21,200 (10,600)	35,700 (17,850)	23,500 (11,750)	20,800 (10,400)	
C ₁₃	所得割額が157,300円以上169,399円以下	39,000 (19,500)	24,800 (12,400)	21,900 (10,950)	38,300 (19,150)	24,300 (12,150)	21,500 (10,750)	
C ₁₄	所得割額が169,400円以上192,899円以下	42,400 (21,200)	25,600 (12,800)	22,700 (11,350)	41,600 (20,800)	25,100 (12,550)	22,300 (11,150)	
C ₁₅	所得割額が192,900円以上258,899円以下	45,700 (22,850)	26,400 (13,200)	23,400 (11,700)	44,900 (22,450)	25,900 (12,950)	23,000 (11,500)	
C ₁₆	所得割額が258,900円以上298,599円以下	49,300 (24,650)	27,200 (13,600)	23,900 (11,950)	48,400 (24,200)	26,700 (13,350)	23,400 (11,700)	
C ₁₇	所得割額が298,600円以上392,899円以下	61,600 (30,800)	28,200 (14,100)	24,300 (12,150)	60,500 (30,250)	27,700 (13,850)	23,800 (11,900)	
C ₁₈	所得割額が392,900円以上	68,000 (34,000)	31,000 (15,500)	26,900 (13,450)	66,800 (33,400)	30,400 (15,200)	26,400 (13,200)	

備考

- この表の「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の場合をいう。
- この表の「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の場合をいう。
- この表の「3歳未満児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の「3歳児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童で3歳未満児でないものをいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。
- 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適

用しないものとする。

- 7 B階層からC₁₈階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部（以下「特別支援学校幼稚部」という。）若しくは法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部（以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。）に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料表に定める額（同表に定める括弧内の額以外の額をいう。）
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童	0円

- 8 児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料の額を0円とする。

- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成 27 年度分の保育料から適用し、平成 26 年度分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条第 1 号中「27,420 円」を「28,550 円」に改め、同条第 2 号中「27,420 円」を「37,120 円」に改め、同条第 3 号中「41,130 円」を「42,830 円」に改め、同条第 9 号中「109,680 円」を「137,060 円」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条第 8 号中「95,970 円」を「99,940 円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第 12 号イ」を加え、同号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 114,220 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 125,640円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第7号中「82,260円」を「91,370円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「68,550円」を「74,240円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 85,660円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第4条第5号中「63,060円」を「68,530円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第39条第1項第4号」を「第39条第1項第

5号」に、「54, 840円」を「57, 110円」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 51, 390円

第6条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「同項第1号から第6号まで」を「同項第1号から第9号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月生駒市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 82 条第 6 項第 1 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 82 条第 6 項第 2 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 82 条第 6 項第 3 号」を「第 82 条

第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施	介護職員
------------------------	------------------------------	------

掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超

える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看

護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第133条第4項中「第50条第2項から第6項まで」を「第9条第2項から第6項まで」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項並びに第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合におい

て、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項を次のように改める。

指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者を

その利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

第191条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サ

ービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し並びに同条各号列記以外の部分並びに第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者は、指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サ

サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出しを「（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

第201条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同項第1号中「指定複合型サービ

ス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月生駒市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該

サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療	介護職員
--	--	------

されている場合	施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超

える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 27 号

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第 30 条第 2 項第 1 号中「第 32 条第 13 号」を「第 32 条第 14 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 32 条第 14 号」を「第 32 条第 15 号」に改め、同号オ中「第 32 条第 15 号」を「第 32 条第 16 号」に改める。

第 32 条中第 26 号を第 27 号とし、第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「第 12 号」を「第 13 号」に、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 16 号を同条第 17 号とし、同

条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下指定介護予防サービス等基準という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 68 条の 2 第 1 項」の次に「及び都市緑地法（昭和 48 年法律第
72 号）第 39 条第 1 項」を加え、「及び敷地」を「、敷地及び緑化」に改め
る。

第 10 条各号列記以外の部分中「又は改築」を「、改築又は移転」に改め、同
条第 1 号中「又は改築」を「、改築又は移転」に、「又は第 5 項及び」を「、第
2 項及び第 7 項並びに」に改める。

第 11 条の次に次の 4 条を加える。

（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の制限）

第 11 条の 2 別表第 6 に掲げる地区整備計画区域内において建築物の新築又は
増築をしようとする者は、当該建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化の
ための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園

路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の面積の敷地面積に対する割合を、同表の計画地区の区分に応じ、同表建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度の欄に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の制限の特例）

第 11 条の 3 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前条の規定は適用しない。

- (1) 新築又は増築する建築物であって、その敷地面積が別表第 6 の計画地区の区分に応じ、同表適用除外の建築物の敷地面積の欄に掲げる数値未満であるもの
- (2) 前条の規定の施行の日において既に着手していた行為
- (3) 増築する建築物であって、増築後の床面積の合計が、前条の規定の施行の日における当該建築物の床面積の合計の 1.2 倍を超えないもの
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (6) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

2 市長は、前項第 4 号から第 6 号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

（違反建築物に対する措置）

第 11 条の 4 市長は、第 11 条の 2 の規定又は前条第 2 項の規定により許可に

付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が第11条の2の規定又は前条第2項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第11条の5 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第1項中「20万円」を「50万円」に改め、同条第3項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の4第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条の5第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条の5第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

別表第1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成21年3月16日生駒市告示第29号」を「平成27年2月20日生駒市告示第32号」に改め、同表生駒市鹿ノ台地区整備計画区域の項中「平成23年5月10日生駒市告示第106号」を「平成27年2月20日生駒市告示第33号」に改め、同表生駒市翠光台地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「第21条第2項において準用する同法」を加え、「平成24年12月6日生駒市告示第188号」を「平成26年7月31日生駒市告示第117号」に改め、同表に次のように加える。

生駒市別院台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された平成27年2月20日生駒市告示第34号に定める大和都市計画生駒市別院台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市あすか野北1丁目東地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された平成27年2月20日生駒市告示第35号に定める大和都市計画生駒市あすか野北1丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 生駒市白庭台地区整備計画区域の部沿道利用地区の項中「沿道利用地区」を「沿道利用地区A」に改め、同項の次に次のように加える。

沿道利用地 区B	次に掲げる建築物 1 建築物の1階部分を住宅(法別表第2(い)項第1号に係るもの)及び共同住宅の用に供するもの 2 寄宿舎又は下宿 3 工場(別表第3(う)項に掲げるものを除く。) 4 ホテル又は旅館 5 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバドミントン練習場の用に供する施設 6 自動車教習所 7 床面積の合計が15平方メートルを超える番舎	1メートル以上	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		
沿道利用地 区C	次に掲げる建築物 1 住宅(法別表第2(い)項第1号に係るもの) 2 建築物の1階部分を共同住宅の用に供するもの 3 寄宿舎又は下宿 4 工場(別表第3(う)項に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。) 5 マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場その他これらに類するもの 6 ホテル又は旅館 7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1メートル以上	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		

	<p>8 自動車教習所</p> <p>9 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p> <p>11 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコーン類を除く。)の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、建築物に附属するものを除く。</p>				
--	---	--	--	--	--

別表第2に次のように加える。

生駒市別院 台地区整備 計画区域		次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1 号に係るもの。ただし、長屋住 宅及び重ね建て住宅を除く。次 項において同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 診療所（患者の収容施設を持 つものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その 他これらに類する別表第3（い） 項に掲げる公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各項の建築物に附属するも の（別表第3（え）項に掲げるも のを除く。）	165平方 メートル	道路に面する側 にあつては、1 . 5メートル以 上	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの			
生駒市あす か野北1丁 目東地区整 備計画区域	低層専用住 宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1 号に係るもの。ただし、長屋住 宅及び重ね建て住宅を除く。次 項において同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 （同項第1号、第6号又は第7 号に掲げる用途を兼ねる住宅に 限る。） 3 幼稚園、保育所、公民館又は 集会所 4 診療所（患者の収容施設を持 つものを除く。） 5 巡査派出所、公衆電話所その 他これらに類する別表第3（い） 項に掲げる公益上必要な建築物 6 前各項の建築物に附属するも の（別表第3（え）項に掲げるも のを除く。）	180平方 メートル					

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6（第 11 条の 2、第 11 条の 3 関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の区分	建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度	適用除外の建築物の敷地面積
生駒市あすか野北 1 丁目東地区整備計画区域	低層専用住宅地区	10 分の 2	180 平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 10 条各号列記以外の部分及び第 1 号の改正規定（「又は改築」を「、改築又は移転」に改める部分に限る。） 平成 27 年 6 月 1 日
- (2) 第 13 条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第 1 項の改正規定、同条第 3 項ただし書を削る改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定 平成 27 年 7 月 1 日

生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 23 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）及び手数料の額その他必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額)

第 2 条 利用料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法により算定した額
- (2) 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用を受ける診療については、前号の規定により算定した額に 100 分の 200 を乗じて得た額
- (3) 別表第 1 に定める金額の範囲内において生駒市病院事業の設置等に関する

る条例第10条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める額

（手数料の額）

第3条 手数料の額は、別表第2のとおりとする。

（利用料金等の納付）

第4条 利用料金及び手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、入院している者の利用料金については、指定管理者が別に定める日までに納付しなければならない。

（利用料金等の減免）

第5条 指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		単位	金額
個室利用料	特別室	1日につき	12,960円
	1床室	1日につき	6,480円
非紹介患者初診加算料		1回につき	1,620円
分娩料	時間内	産児1人につき	120,000円に産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額を加算した額
	時間外	産児1人につき	140,000円に産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額を加算した額
	深夜又は休日	産児1人につき	160,000円に産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額を加算した額
新生児保育管理料		1人1日につき	7,000円
駐車場利用料		1時間までごと	300円
その他のもの		市長が定める額	

備考

- 1 非紹介患者初診加算料については、他の医療機関からの文書による紹介がある場合及び緊急その他のやむを得ない事情がある場合は、無料とする。
- 2 この表において「時間内」とは、休日以外の日の午前9時から午後0時まで及び午後5時から午後7時まで（土曜日にあつては、午前9時から午後0時まで）の時間をいう。
- 3 この表において「時間外」とは、休日以外の日の時間内及び深夜以外の時間をいう。
- 4 この表において「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。
- 5 この表において「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 6 この表において「産科医療補償制度」とは、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度をいう。
- 7 この表の利用料金（分娩料及び新生児保育管理料を除く。）の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以

下「消費税等相当額」という。)を含む。

別表第2（第3条関係）

区分	単位	金額
一般診断書交付手数料(生駒市立病院の様式)	1通につき	3,780円
一般診断書交付手数料(その他の様式)	1通につき	5,400円
入院証明書交付手数料	1通につき	5,400円
通院証明書交付手数料	1通につき	5,400円
出生証明書交付手数料	1通につき	3,780円
死亡診断書交付手数料	1通につき	6,480円
医療費証明書交付手数料	1通につき	2,160円
自動車賠償責任保険に係る診断書・診療明細書交付手数料	1通につき	6,480円
身体障害者診断書・意見書交付手数料	1通につき	5,400円
障害者年金請求に係る診断書・意見書交付手数料	1通につき	5,400円
その他の文書交付手数料	市長が定める額	

備考 この表の手数料の額には、消費税等相当額を含む。

議案第 30 号

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 5 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年 10 月
生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、消防団」を「消防団」に、「市長が任命する。」を「市長が任命
し、」に、「、次の各号」を「次の各号」に、「、市長」を「市長」に改め、同条
第 1 号中「又は勤務する者」を「勤務し、又は通学する者」に改める。

第 5 条第 2 項第 2 号を削り、同項第 1 号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号とし
て次の 1 号を加える。

(1) 第 3 条第 1 号に該当しなくなったとき。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	辻東垣内線支線11号	辻町688番1先	
		辻町989番19先	
2	辻東垣内線支線12号	辻町989番11先	
		辻町989番12先	
3	南田原町17号線	南田原町1068番2先	
		南田原町1082番32先	
4	東山線支線9号	東山町210番6先	
		東山町210番35先	
5	喜里が丘北48号線	喜里が丘2丁目342番12先	
		喜里が丘2丁目342番26先	
6	喜里が丘北第1歩行者道	喜里が丘2丁目342番25先	
		喜里が丘1丁目296番140先	
7	奥ノ谷ヒロシバ線支線1号	小瀬町318番先	
		小瀬町323番先	

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

議案第 32 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	奥ノ谷ヒロシバ線支線1号	小瀬町318番先	
		小瀬町1095番先	

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

議案第 33 号

奈良市道路線の認定に伴う承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第4項の規定により、次の奈良市道路線認定につき承諾したいので議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名 (予定路線名)	起 点 終 点	生駒市域内の地番
1	西部第3号線	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1400番497先	鹿畑町3019番
		生駒市鹿畑町3014番先	
2	西部第1383号線	奈良市中登美ヶ丘六丁目 114番先	鹿畑町3078番、3079番、3083番、3084番、3085番、3086番
		奈良市中登美ヶ丘六丁目 498番先	
3	西部第1384号線	奈良市中登美ヶ丘六丁目 459番先	鹿畑町3081番
		奈良市中登美ヶ丘六丁目 362番先	

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史